

平成26年度

補助事業の概要

平成26年4月

独立行政法人農畜産業振興機構

目 次

《畜産業振興事業》

1 畜産・酪農経営安定対策

加工原料乳等生産者経営安定対策事業	1
肉用牛繁殖経営支援事業	2
肉用牛肥育経営安定特別対策事業	3
養豚経営安定対策事業	4

2 その他対策

酪農生産基盤維持緊急支援事業	5
加工原料乳供給安定緊急特別対策事業	6
酪農経営安定対策補完事業	7
肉用牛経営安定対策補完事業	8
食肉流通改善合理化支援事業	9
養豚経営安定対策補完事業	10
畜産高度化支援リーズ事業	11
畜産特別支援資金融通事業	12
畜産動産担保融資活用推進事業	13
家畜防疫互助基金支援事業	14
国産畜産物安心確保等支援事業	15
畜産副産物適正処分等推進事業	16

3 配合飼料価格高騰に係る緊急対策

畜産経営安定化飼料緊急支援事業	17
配合飼料価格安定基金運営基盤強化事業	18
配合飼料価格安定基金運営安定化支援事業	19

4 平成24年度補正予算に係る対策

飼料自給力強化支援事業	20
生乳需要基盤強化対策事業	21

飼料穀物備蓄対策事業	2 2
国産食肉流通合理化緊急資金支援事業	2 3

5 平成 25 年度補正予算に係る緊急対策

畜産収益力向上緊急支援リース事業	2 4
国産畜産加工原料緊急確保事業	2 5

《野菜農業振興事業》

緊急需給調整事業	2 6
契約野菜収入確保モデル事業（PQモデル事業）	2 7
加工・業務用野菜生産基盤強化事業	2 8

【平成26年度】

加工原料乳生産者経営安定対策事業

1 事業の目的

加工原料乳の取引価格が需給変動等により低落した場合に、生産者の拠出と国の助成金とによる生産者積立金によりその一定部分を補填し、加工原料乳生産者補給金制度と一体となって、酪農経営の安定を図り、もって生乳の再生産の確保及び牛乳乳製品の安定供給に資する。

2 事業の内容

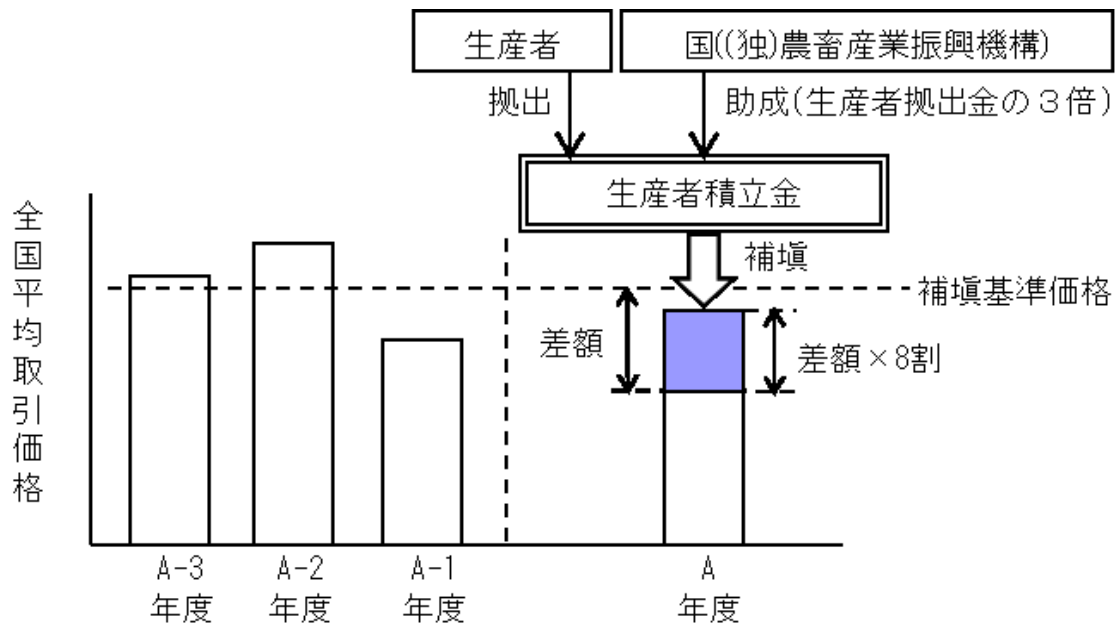
加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向けの生乳）の取引価格が各々の補填基準価格（全国の直近3年間の平均取引価格）を下回った場合に、生産者に補填金（差額の8割）を交付する。

3 事業実施主体 指定生乳生産者団体

(参考)

具体的な仕組み

- ① 事業実施期間：平成25～27年度（3年間）
- ② 補填基準価格：全国の直近3年間の平均取引価格
- ③ 補填割合：補填基準価格と当年度の全国平均取引価格との差額の8割



【平成26年度】

肉用牛繁殖経営支援事業

1 事業の目的

肉用牛繁殖経営は、子牛出荷までの生産期間が長いため資本回転率が低く多額の運転資金を必要とし、子牛価格の変動の影響を受けやすいという特徴を有している。

このため、肉用子牛生産者補給金制度を補完し、子牛価格が家族労働費の8割水準を下回った場合に差額の一部を補填することにより、繁殖経営の所得を確保し、肉用牛繁殖経営基盤の安定を図る。

2 事業の内容

肉用子牛の四半期毎の平均売買価格が発動基準（家族労働費の8割を補償するものとして設定）を下回った場合、当該四半期に販売又は自家保留された肉用子牛を対象として、発動基準を下回った額の3/4を交付する。

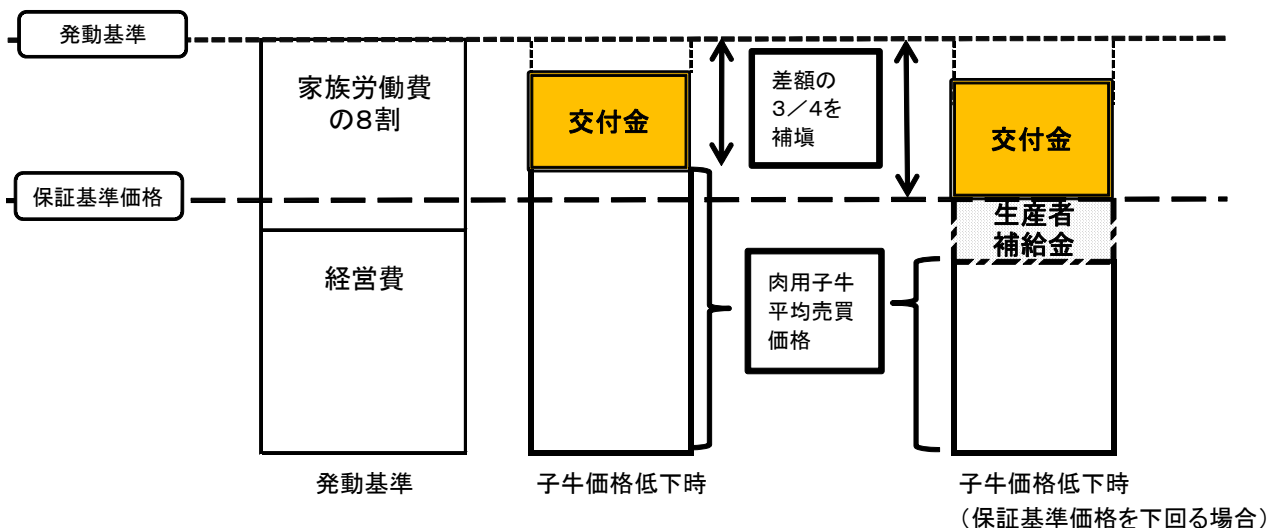
(1) 対象品種 : 黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種

(2) 発動基準 (26年度以降)	品 種	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種
	発動基準	42万円	38万円	28万円

(3) 交付金単価 : 発動基準と平均売買価格（ただし、平均売買価格が保証基準価格を下回る場合は保証基準価格）の差額の3/4

(4) 対象子牛 : 肉用子牛生産者補給金制度の契約肉用子牛

(5) 事業実施期間 : 平成25～27年度（3年間）



3 事業実施主体 : 指定協会（都道府県肉用子牛価格安定基金協会）

4 所要額（補助率） : 15,877百万円（定額）

【平成26年度】

肉用牛肥育経営安定特別対策事業

1 事業の目的

粗収益が生産コストを下回った場合に、差額の8割を補填することにより、肉用牛肥育経営の安定を図る。

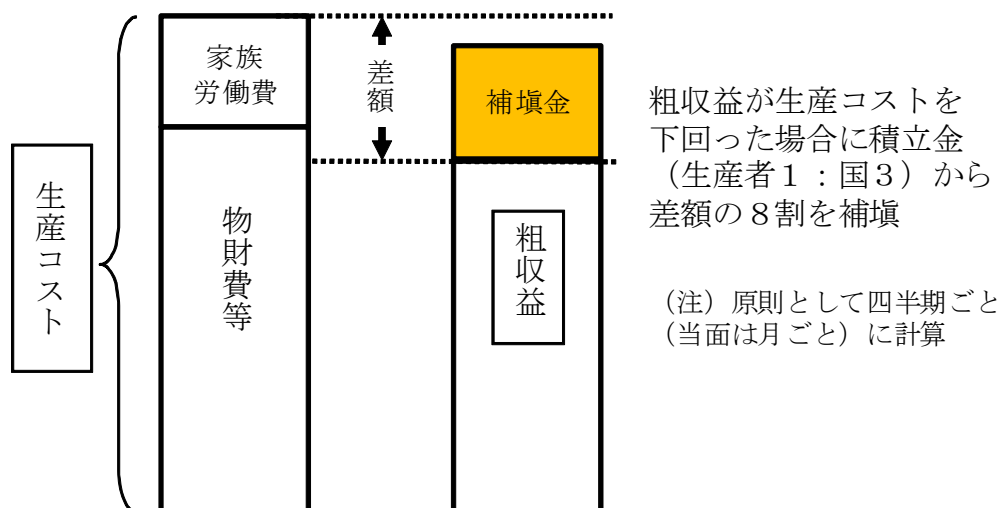
2 事業の内容

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付する。また、一部の県において地域算定をモデル的に実施する(25～27年度)。

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 積立割合 | 生産者：国＝1：3 |
| (2) 事業実施期間 | 平成25～27年度（3年間） |
| (3) 補填金 | 1頭当たりの粗収益と生産コストの差額の8割 |
| (4) 対象品種 | 肉専用種、交雑種、乳用種（3区分） |
| (5) 対象者 | 肥育牛生産者 |

3 事業実施主体 都道府県域を範囲とする民間団体又は肥育牛生産者

4 所要額（補助率） 86,942百万円（定額、3／4以内）



◎ 一部の県において地域算定をモデル的に実施

【平成26年度】

養豚経営安定対策事業

1 事業の目的

養豚経営の収益性が悪化した場合に、粗収益と生産コストの差額の8割を補填することにより、養豚経営の安定を図る。

2 事業内容

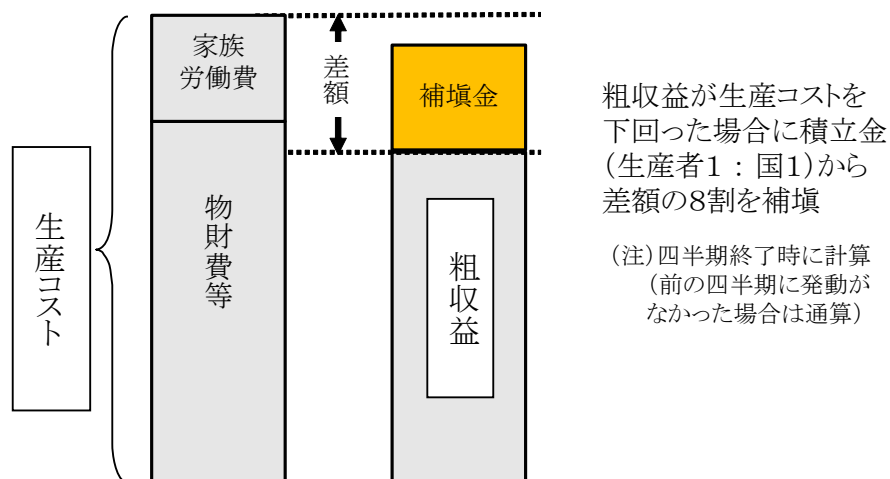
四半期毎に粗収益と生産コストを算定(注)し、粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付する。

(注)四半期終了時に計算(前の四半期に発動がなかった場合は通算)

- (1) 積立割合 生産者：国＝1：1
- (2) 事業実施期間 平成23～28年度（6年間）
- (3) 補填金 1頭当たりの粗収益と生産コストの差額の8割
- (4) 対象者 肉豚生産者（耕畜連携、エコフィードの活用等の取組に努めようとする者）

3 事業実施主体 養豚事業者

4 所要額（補助率） 9,966百万円（1／2以内、定額）



【平成26年度】

酪農生産基盤維持緊急支援事業（新規）

1 事業の目的

都府県の酪農生産基盤が弱体化し、生乳生産への影響が懸念されるため、生産者集団等が行う生産基盤維持のための取組を支援することにより、各地域の飼養頭数や生乳生産の減少を食い止めるとともに、経営の体質強化や多角化等に資する。

2 事業の内容

地域酪農生産基盤維持計画を策定して行う取組に対し、次のとおり支援を行う。また、集団での取組要件の下限を緩和する。

(1) 後継者確保対策

① 担い手経営向上支援

担い手となる後継者等に対して、経営研修、交流ネットワークの構築等の取組を行う場合に、費用の一部を助成する。

② 後継者の経営基盤の強化

担い手と位置付けられた後継者に対して、初妊牛の導入、畜舎の増改築等の経営基盤の強化の取組を支援する場合に、費用の一部を助成する。

- ・初妊牛の導入（50,000円/頭）
- ・性判別受精卵移植への補助（100,000円/頭上限・補助率1/2） 等

(2) 乳用牛の円滑な継承の推進

地域内で生乳生産を中止する酪農家や経営規模を縮小する酪農家の乳用牛を地域内の酪農家で継承する場合に、奨励金（32,000円/頭）を交付する。

(3) 増頭対策の推進

乳用牛の増頭を図るため畜舎改修資材（対象資材の拡大）の共同購入や簡易施設・装置の導入を行う場合に、費用の一部を助成する。

(4) 暑熱対策の推進

暑熱の低減を図るため技術指導や関連資材・機材（例：扇風機等）の共同購入等を行う場合に、費用の一部を助成する。

(5) 繁殖・飼養・衛生管理技術等の向上

① 乳用牛の繁殖性や生産性の向上を図るための乳用牛の健康診断、自給飼料を活用した飼養管理の向上を図るための飼料の分析・設計及びこれらに基づく技術指導を行う場合に、費用の一部を助成する。

② 乳用牛の衛生的で健康・快適な飼養環境の確保を図るための畜舎の環境改善を行う場合（牛床マット等のカウコンフォートに対応する資材）に、費用の一部を助成する。

(6) 高能力雌牛の整備

地域内の低能力雌牛に遺伝的能力の高い性判別受精卵を移植し、高能力な雌牛の整備を行う場合に、費用の一部を助成する（60,000円/頭上限・補助率1/2）。

(7) 高付加価値化・販路拡大の推進

生産物の高付加価値化に向けた製造・品質向上技術研修や販路拡大のためのPR活動を行う場合に、費用の一部を助成する。

3 事業実施主体 2の(1)の① : (公社) 中央畜産会
2の(1)の①以外 : (一社) 中央酪農会議

4 所要額（補助率） 1,003百万円（定額、1/2以内）

【平成26年度】

加工原料乳供給安定緊急特別対策事業（新規）

1 事業の目的

平成25年度においては、乳房炎の発生や牧草の質の低下等の複合的な要因により生乳生産が伸び悩んでおり、生乳の需給構造上、最後に仕向けられる脱脂粉乳やバター等向けの生乳供給が不安定になっている。

このため、各経営体において飼養管理の改善のための自己点検を行うとともに、改善指導等を行うことにより生乳生産の増加を推進し、脱脂粉乳・バター等の国産乳製品の安定供給に資する。

2 事業の内容

飼養管理改善のため、給餌方法、搾乳方法、衛生管理、牛舎環境、暑熱対策、繁殖管理等について経営体ごとに自己点検を実施し、改善指導等に取り組む指定生乳生産者団体に対し、脱脂粉乳・バター等向けの加工原料乳出荷数量（※）に応じて交付金（0.20円/kg）を平成26年度に限り交付する。

※平成26年度からチーズ向け生乳を加工原料乳生産者補給金の対象に加えることとしているが、本事業は脱脂粉乳・バターの安定供給を目的としているため、チーズ向け生乳は本事業の対象から除く。

3 事業実施主体 指定生乳生産者団体

4 所要額（補助率） 360百万円（定額）

【平成26年度】

酪農経営安定対策補完事業（拡充）

1 事業の目的

酪農ヘルパーの人材育成、傷病時利用の円滑化や酪農ヘルパー利用組合の強化を推進するとともに、牛群検定による長命連産性の改良に関するデータの収集、分析、未經産雌牛の遺伝的能力評価の実施やその有効活用を支援することにより、酪農経営におけるゆとりの創出や生産性向上を図る。

2 事業の内容

(1) 酪農経営安定化支援ヘルパー事業（※事業実施期間：平成26～28年度）

① 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援（新規）

- ア 酪農後継者や新規就農を希望する酪農ヘルパー向けの研修、他団体等が実施する研修への参加を促進する。
- イ ヘルパー確保のための募集の取組、雇用前研修、実践研修を支援する。
- ウ 酪農後継者等の臨時ヘルパーとしての出役を支援する。
- エ 業務拡大に必要な免許取得を支援する。
- オ コントラ等支援組織との連携による臨時ヘルパーの確保について支援する。

② 傷病時の酪農ヘルパー利用の円滑化（拡充）

傷病時（病気、事故等）にヘルパーを利用する場合の利用料金を軽減する対象に「育児サポート」を追加する。

③ 酪農ヘルパー利用組合の強化等（拡充）

- ア 収益改善のための経営診断、収支改善計画の作成、広域利用調整やコントラ等支援組織との統合等を支援する。
- イ ヘルパーの傷害補償保険、損害賠償保険の加入を促進する。
- ウ 家畜防疫対策に係る計画策定、防疫機器等の整備を支援する。
- エ 利用実態等調査、優良事例発表会等を実施する。

(2) 牛群検定システム高度化支援事業

① 生産寿命・繁殖成績の向上

生産コストを低減する長命連産性に関する改良を図るため、肢蹄に関する遺伝的能力評価精度の向上に必要な画像情報による肢蹄状況データ等を収集・分析する取組を支援する。

② 遺伝子情報を用いた遺伝的能力の向上

未經産牛等の遺伝子情報を用いた遺伝的能力評価（ゲノミック評価）の実施のために必要なサンプルの収集や検査等の取組を支援する。

③ 乳用雌牛を活用した収益の向上

収益性向上を図るため、後継牛生産に適さない低能力の乳用雌牛に黒毛和種受精卵を移植する場合、受精卵移植経費の一部を助成する（70,000円/頭上限・補助率1/2以内）。

3 事業実施主体（1）都道府県団体、（一社）酪農ヘルパー全国協会

（2）都道府県団体、（一社）家畜改良事業団、（一社）中央酪農会議

4 所要額（補助率） 1, 284百万円

うち（1）771百万円（定額、1/2以内、2/3以内）

うち（2）513百万円（定額、1/2以内）

【平成26年度】

肉用牛経営安定対策補完事業（拡充）

1 事業の目的

肉用牛生産は中山間地域や離島等の基幹的な農業部門のひとつとして、地域経済の活性化に重要な役割を果たしてきたが、小規模・高齢者層を中心とした生産者の離脱等から生産基盤の脆弱化が顕著になっている。

このため、繁殖経営への新規参入、繁殖雌牛の増頭の取組等を支援することにより、肉用牛の生産基盤の強化を図る。

2 事業の内容

(1) 肉用牛生産基盤強化対策

① 新規参入円滑化等対策（拡充）

肉用牛繁殖経営への新規参入を促進するため、農協等が飼養管理施設等の整備を行い、飼料自給率向上に積極的に取り組む新規参入者等に貸し付ける場合に支援等を行う。（畜舎整備の翌年度の繁殖雌牛の導入を支援対象に追加）

② 地域の肉用牛生産基盤強化対策

ア 優良な繁殖雌牛の増頭による中核的な経営体の育成を支援する。（拡充）

繁殖経営に加え、肥育（一貫経営の推進）、酪農経営も対象に追加。増頭奨励金は、8万円/頭と10万円/頭（能力の高い牛）。

イ 地域の肉用牛改良に必要な優良繁殖雌牛の導入を支援する。（拡充）

（優良繁殖雌牛の導入奨励金は、4万円/頭と5万円/頭（能力の高い牛））。

ウ 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備を支援する。

エ 肉用牛ヘルパーの推進を支援する。（拡充）

（高齢者層の繁殖経営における分娩管理等を支援対象に追加）

オ 地域における繁殖性向上モデルの構築を支援する。（新規）

(2) 地方特定品種及び離島等の肉用牛振興対策

① 地方特定品種の特徴を活かした生産や放牧利用を推進するための取組を支援する。

② 離島等及び山振地域における肉用子牛の集出荷を促進するための取組を支援する。

(3) 肉用子牛流通等対策

① 肉用牛流通促進対策

家畜商組合等が行う肉用子牛の流通の円滑化を図るための預託の取組を支援する。

② 肉用牛導入保証支援

家畜商組合等が行う肉用牛預託を促進するための資金調達を支援する。

3 事業実施主体 都道府県団体、（一社）全国肉用牛振興基金協会、
（一社）日本家畜商協会、中小企業等協同組合

4 所要額（補助率） 3,441百万円（定額、1／2以内等）

【平成26年度】

食肉流通改善合理化支援事業（拡充）

1 事業の目的

国産食肉と輸入食肉との一層の競合が増す中で、消費者の低価格志向、食中毒事故等に起因する牛肉を中心とした需要の減退など国産食肉をめぐる厳しい情勢を踏まえ、産地食肉センター等の施設の改善、食肉流通の各段階における業務の効率化、経営の安定化、顧客視点に立った国産食肉の新需要の創出、生食用牛肉の需要回復等のための措置を講ずることにより、食肉流通の合理化と消費者の嗜好の多様化に対応した、安全・安心な食肉の安定供給を図り、もって我が国畜産の健全な発展に資する。

2 事業の内容

(1) 食肉流通施設等設備改善支援

食肉等の流通の合理化等を図るため、産地食肉センター、家畜市場及び食鳥処理施設における処理等の効率化、コスト低減、環境対策・衛生管理の高度化に必要な設備の改善の取組を支援する。

(2) 食肉卸売市場機能強化

食肉卸売市場の公正な価格形成機能の維持・安定を図るため、食肉卸売市場の基本的な機能である情報伝達、集分荷及び決済機能を強化するとともに、市場における品質管理の高度化を図る。

(3) 食肉卸売経営の安定化（拡充）

食肉卸売経営の体質強化等による国産食肉の安定供給を図るため、安定した大口取引先である給食事業者等における利用の推進、国産ハラール食肉の国内のイスラム教徒への販売網構築、食肉流通関連制度に関するセミナー等の開催、経営改善を図るための低利資金の融通に対する支援、融資機関に対する信用力の強化を行う。

(4) 食肉小売機能の高度化

食肉小売経営における消費者の信頼確保と安全・安心な食肉の供給を図るため、食肉流通関連制度に関するセミナー等の開催、経営改善を図るための低利資金の融通に対する支援、生産者の顔の見える食肉販売等を行う。

(5) 国産食肉等新需要創出緊急対策（拡充）

国産食肉等の新たな商品価値を創出・提案するため、生産・加工・流通及び販売業者が一体となった加工品試作や入札販売会等の取組を緊急に支援する。

(6) 生食用牛肉等提供体制緊急構築事業（新規）

国産牛肉等の生食需要を回復するため、生食用牛肉の加工基準に適合した食肉加工用機器の整備等を支援する。

3 事業実施主体

2の(1):農業協同組合、民間団体等 2の(2):(公社)日本食肉市場卸売協会

2の(3):食肉卸売事業協同組合、(一社)日本食鳥協会、
(公財)日本食肉消費総合センター、生活協同組合等

2の(4)及び(6):全国食肉事業協同組合連合会

2の(5):(一社)全国肉用牛振興基金協会、(一社)日本食鳥協会、
(公財)日本食肉消費総合センター、事業協同組合、農協等

4 所要額（補助率） 3, 336百万円（定額、2/3、1/2、1/10以内）

【平成 26 年度】

養豚経営安定対策補完事業（新規）

1 事業の目的

我が国の豚肉の生産においては、経済効率を高める観点から、約 8 割が 3 品種（ランドレース種、大ヨークシャー種、デュロック種）の交雑による肉豚生産が行われている。

配合飼料価格の高騰や国際競争が激化する環境の中で、我が国の養豚の発展のためには、3 品種の原種豚における繁殖性や産肉性などの能力向上と効率的利用が重要な課題の一つとなっている。

このため、各地域における能力向上に必要な純粋種豚等の導入を推進し、養豚経営の体質強化を図る。

2 事業の内容

地域の生産者集団において、配合飼料の節減など生産コストの低減を図るために必要となる純粋種豚又はその精液について、海外を含めた他地域からの導入を支援する。

（純粋種豚導入は 10 万円/頭、精液導入は 1 万円/本が上限）

3 事業実施主体 生産者集団（3 戸以上）等

4 所要額（補助率） 1 3 0 百万円（1 / 2 以内）

【平成26年度】

畜産高度化支援リース事業

1 事業の目的

畜産経営における家畜排せつ物の利活用の推進及び環境整備、食肉や生乳流通の効率化・合理化に必要な施設等の導入をリース方式で支援することにより、我が国畜産の安定的発展を図る。

2 事業の内容

(1) 堆肥保管施設整備リース事業

耕畜連携による堆肥の利用促進を図るため、畜産農家等に対して、耕種農家が利用するための堆肥を一時的に保管するのに必要な堆肥保管庫等の貸付を行う。(貸付物件の購入費の1/2を助成。)

(2) 畜産環境整備リース事業

畜産農家等に対して、環境整備に必要な施設等の貸付を行う。

(3) 食肉販売等合理化施設整備リース事業

食肉処理、加工、販売事業者等に対して、食肉流通の合理化、衛生基準の高度化等に必要な施設等の貸付を行う。

(4) 生乳流通効率化支援リース事業

生産者団体、牛乳販売業者等に対して、生乳等の流通の効率化に必要な施設等の貸付を行う。

3 事業実施主体 (一財) 畜産環境整備機構

4 貸付枠 3, 755百万円 (うち、(1)の事業の貸付枠：2, 000百万円)

【平成26年度】

畜産特別支援資金融通事業

1 事業の目的

負債の償還に支障を来している経営や家畜伝染病発生による深刻な影響を受けた経営に対する低利資金の円滑な融通を支援する。

2 事業の内容

(1) 畜産特別資金

① 大家畜・養豚特別支援資金

負債の償還が困難な畜産経営に対し、長期・低利の借換資金を融通するとともに、経営改善指導及び債務保証に対する支援を行う。

・貸付条件（利率は平成25年12月20日現在）

	経営改善資金			経営継承資金
	一般	特認	残高借換	
償還期限：大家畜	15年以内		25年以内	
：養豚	7年以内		15年以内	
：うち据置期間	3年以内		5年以内	
貸付利率	1.00%以内			

・融資枠（平成25～29年度）500億円（大家畜450億円、養豚50億円）

② 畜産経営改善緊急支援資金

配合飼料価格高騰等により急速に悪化している経営に対し、償還困難な負債の一括借換、貸付当初2年間無利子、債務保証への支援強化により支援。

・貸付条件（利率は平成25年12月20日現在）

償還期限：大家畜	25年以内
：養豚	15年以内
：うち据置期間	5年以内
貸付利率	1.00%以内（但し、貸付当初2年間は無利子）

・融資枠（平成25～26年度）500億円（大家畜450億円、養豚50億円）

(2) 家畜疾病経営維持資金

口蹄疫等の家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた畜産経営に対し、経営再開等に必要な低利資金を融通。

・貸付条件（利率は平成25年12月20日現在）

	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
貸付限度額	個人：2,000万円 法人：8,000万円	(1頭当たり, 100羽当たり) 乳用牛13万円、肥育牛13万円、繁殖用雌牛65千円、肥育豚13千円、繁殖豚26千円、家きん52千円、繁殖用めん羊及び山羊13千円	(100羽当たり) 家きん52千円
償還期限	5年以内	3年以内	
：据置期間	2年以内	1年以内	
貸付利率	1.125%		1.00%以内

・融資枠（平成24～28年度）250億円

3 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

4 事業実施主体 (公社) 中央畜産会

5 所要額 2,631百万円

【平成26年度】

畜産動産担保融資活用推進事業（新規）

1 事業の目的

畜産経営の安定や生産基盤強化を図るために必要とする資金について、安定的かつ円滑な調達を期するため、担保や保証人によらず、融資機関が事業収益資産の内容を常時モニタリングし、資産の一定割合を上限に資金の貸し出しを行うABL（動産担保融資）という手法の一層の活用方法等について、調査及びモデル実証を行うことにより、畜産経営における資金調達の多様化を図る。

2 事業の内容

（1）畜産ABL活用推進のための調査

ABL活用推進のための課題解決に向けて、有識者による先進事例の調査、マニュアル策定等への支援を行うとともに、畜産主産地におけるABL活用に係る畜産経営の認知度・意向調査等の取組への支援を行う。

（2）ABL推進体制のモデル実証

ABL活用の先進的地域や、その導入を図っている地域等において、地域でのABL推進体制のモデル実証の取組として、畜産経営と融資機関のマッチング、経営診断、経営モニタリング体制・貸倒時の家畜の飼養・処分体制構築等の取組への支援を行う。

3 事業実施主体 (公社) 中央畜産会

4 所要額（補助率） 46百万円（定額、1／2以内）

【平成26年度】

家畜防疫互助基金支援事業

1 事業の目的

家畜の伝染病のうち、口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、伝搬力が極めて強く、我が国の畜産経営に極めて重要な影響を及ぼす。特に口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザについては、平成22年度に我が国においても発生が確認され、現在も、周辺国において継続的に発生している状況である。

万一、これらの伝染病が発生した場合に備え、発生時の経済的損失を互助補償する生産者が行う互助基金の造成に対する支援を行い、より一層の防疫措置の円滑化及び異常発見時の早期の届出を促すこととし、もって畜産の安定的な発展を図る。

2 事業の内容

口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに係る互助事業の普及・指導、互助基金の造成及び発生時の互助金の交付等を行う。

3 事業実施主体 (公社) 中央畜産会、(一社) 日本養鶏協会

4 基金規模

3,884百万円 (うち国費 1/2以内: 1,942百万円)

※国費分については、対象疾病が発生した場合のみ必要額をALICから支出

【平成26年度】

国産畜産物安心確保等支援事業（拡充）

1 事業の目的

家畜個体識別システムの円滑な運用の確保、BSE患畜が確認された場合の迅速な対応、口蹄疫や鳥インフルエンザ等に備えた国産食肉の安全・安心に係る情報収集・普及、震災等の緊急時における原料乳輸送等への対応を支援することにより、国産畜産物の安心確保と安定供給に資する。

2 事業の内容

(1) 家畜個体識別システム定着化事業

家畜個体識別システムの適正かつ円滑な運用を図るため、生産者等が牛トレーサビリティ制度を的確に実施するための取組を支援する。

(2) 緊急時生産流通体制支援事業（組替）

① BSE発生農家経営再建支援等事業

BSE発生農家等の経営再建を支援するとともに発生地域の影響を緩和するため、農協等が実施する消費回復対策、発生が確認された食肉センターの稼働再開に必要な措置等を支援する。

② 緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業

鳥インフルエンザ発生時における円滑な鶏肉処理体制の構築に向けた取組を支援する。

③ 緊急時食肉安全性等情報提供事業

口蹄疫、鳥インフルエンザ等の発生時に備えた、国産食肉の安全・安心に係る情報収集・消費者への普及を支援する。

(3) 家畜排せつ物利活用推進事業

畜産環境保全に関する現場指導等に必要な指導用データの収集・分析・提供を支援する。

(4) 緊急時牛乳製品安定供給整備事業（新規）

震災、集中豪雨等の緊急時における迅速・円滑な送乳と生乳処理を確保するための情報管理体制の立ち上げを支援する。

(5) 快適性に配慮した家畜の飼養管理推進事業（新規）

アニマルウェルフェアに係る情報収集・生産者及び消費者への普及の推進を支援する。

3 事業実施主体

2の(1) : (一社) 家畜改良事業団

2の(2) ① : (一社) 中央酪農会議

2の(2) ②③ : (一社) 日本食鳥協会、(公財) 日本食肉消費総合センター

2の(3) : (公社) 中央畜産会

2の(4) : (一社) Jミルク

2の(5) : (公社) 畜産技術協会、(公社) 中央畜産会

4 所要額（補助率） 532百万円（定額、3/4以内、1/2以内）

畜産副産物適正処分等推進事業

1 事業の目的

国内におけるBSE発生を契機として、それまで有効利用されていた牛由来肉骨粉・せき柱について、食用はもとより、飼肥料等用原料としての利用が禁止されたことから、これらが適切に処理されなければ、行き場を失った畜産残さによりと畜機能が麻痺するとともに、消費者の食の安全・安心を脅かす恐れが生じたところである。

このため、牛肉骨粉や牛せき柱の適正処理等を行うことにより、円滑な畜産残さ処理の継続によると畜機能の維持を図るとともに、食の安全・安心の確保を図り、もって国産食肉の持続的かつ安定的な供給に資する。

2 事業の内容

(1) 肉骨粉適正処分対策事業

畜産残さのレンダリング処理及びこれにより製造された肉骨粉を焼却処分するのに必要な経費を助成する。

(2) 畜産副産物有効活用整備事業

豚鶏原料の有効利用を図るため、レンダリング施設における牛原料と豚・鶏原料の分別処理等に必要な施設の整備を支援する。

(3) 牛せき柱適正管理等推進事業

牛せき柱を適正に管理し、安全・安心な食肉等を供給するとともに、畜産残さの有効利用に取り組む食肉事業者に対して、促進費を交付する。

(4) 畜産副産物需給安定推進事業

畜産副産物の発生・流通状況の調査・分析に対する支援、化製業者のワークシェアに必要なクリーニング経費の一部を助成する。

(5) 牛肉骨粉利用促進事業

牛由来肉骨粉の焼却灰を肥料等として有効利用した場合に促進費を交付する。

3 事業実施主体 (一社) 日本畜産副産物協会、農業協同組合等

4 所要額(補助率) 6,827百万円(定額、10/10以内、1/3以内)

【平成26年度】

畜産経営安定化飼料緊急支援事業

1 事業の目的

- (1) 配合飼料価格は、平成24年秋以降の穀物価格の高止まり等による高騰が続いており、配合飼料価格安定制度の財源は不足し、平成25年度第2四半期(7-9月期)十分な補填を行うことができない状況となった。
- (2) このため、配合飼料製造業者等が融資機関から資金を借り入れて、生産者向け配合飼料価格の抑制や支払期限の延長等に対応する取組を支援するため、特例的な措置として、当該借入れに係る金利相当額を助成する。

2 事業内容

配合飼料製造業者等が市中銀行等から資金を借り入れて、生産者に対して独自の補填や給付金の交付、備蓄穀物の借入れによる原料コストの低減等により生産者向け配合飼料価格の抑制や支払い期限の延長等の取組を行う場合に、当該借入れに係る金利相当額を助成する。

3 貸付期間 平成25年度

4 償還期間 5年以内(償還期限:平成30年度)

5 事業実施期間 平成25年度～平成30年度

6 事業実施主体 (一社) 全国配合飼料供給安定基金
(一社) 全国畜産配合飼料価格安定基金
(一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金

7 所要額(補助率) 51百万円(定額)

【平成26年度】

配合飼料価格安定基金運営基盤強化事業

1 事業の目的

- (1) 最近の配合飼料価格の動向は、平成24年秋以降の飼料穀物価格の高騰・高止まりから落ち着きを取り戻しつつあるが、引き続き高い水準が続いており、米国等の飼料穀物産地における不作等により再び高騰した場合、配合飼料価格安定制度は十分な補填財源を確保できなくなるおそれがある。
- (2) このため、平成26年度において同制度による基本的な機能を維持するのに必要な財源を貸し付け、運営基盤を強化する。

2 事業内容

通常補填基金に対する補填財源の貸付を行う。

3 事業実施主体 (公社) 配合飼料供給安定機構

4 所要額 (補助率) 9,000百万円 (定額)

※平成26年度新規事業を平成25年度に緊急対策として前倒し実施

【平成26年度】

配合飼料価格安定基金運営安定化支援事業（新規）

1 事業の目的

- (1) 最近の配合飼料価格の動向は、平成24年秋以降の飼料穀物価格の高騰・高止まりから落ち着きを取り戻しつつあるが、引き続き高い水準が続いており、米国等の飼料穀物産地における不作等により再び高騰した場合、配合飼料価格安定制度は十分な補填財源を確保できなくなるおそれがある。
- (2) このため、平成26年度において同制度による補填を行うために金融機関から借入れを行った場合、その借入に係る金利相当額の助成を行い、制度運営の安定化を図る。

2 事業内容

(1) 通常補填運営安定化支援対策

通常補填の補填金を支払うため金融機関から資金の借入れを行う場合に、当該借入れに係る金利相当額を助成する。

貸付期間：平成26年度

償還期間：4年以内（償還期限：平成29年度末）

末端利率：無利子（※利子助成率は長期プライムレートの利率以内）

融資限度額：90億円

※償還期間中の所要額：6億円（最大）

(2) 異常補填財源安定化支援対策

配合飼料製造業者が26年度及び27年度に予定している異常補填の積立金を金融機関から資金の借入れを行って前倒しして積み立てる場合に、当該借入れに係る金利相当額を助成する。

貸付期間：平成26年度

償還期間：2年以内（償還期限：平成27年度末）

末端利率：無利子（※実効利率に照らし、利子助成率は26年度は2.36%、27年度は、1.88%以内）

融資限度額：134億円

※償還期間中の所要額：3億円（最大）

3 事業実施主体

- (1) (公社) 配合飼料供給安定機構
(2) (一社) 全国配合飼料供給安定基金
(一社) 全国畜産配合飼料価格安定基金
(一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金

4 所要額（補助率）

341百万円（定額）

飼料自給力強化支援事業

1 事業の目的

輸入飼料穀物や粗飼料の価格が高騰する中、畜産経営の安定・向上を図るため、国産粗飼料の生産、流通等の機能を強化し、国産粗飼料の一層の利用拡大を推進する。

2 事業の内容

(1) 都府県酪農経営国産粗飼料利用体制強化事業（新規）

都府県酪農の輸入粗飼料への依存体質を改善し、国産粗飼料の利用・定着を推進するための取組の支援（6,100円/頭）を行う。

取組内容：①二期作・二毛作、②借地利用、③優良・奨励品種、④耕畜連携、
⑤国産粗飼料の広域流通、⑥知事特認
面積要件：1a/頭以上

(2) 公共牧場等機能向上支援事業（拡充）

公共牧場等の採草地や放牧地において、土壌の浸食や流出により荒廃した箇所
の再生改良等や受精卵移植に必要な機器の導入など放牧管理用施設の機能向上
のための整備、畑作物の導入による永年草地の強害雑草対策等への支援を行
う。

(3) 国産粗飼料活用促進事業（拡充）

国産粗飼料の安定的かつ効率的な乾燥・調製等の手法や広域流通体制の構築
のための新たな取組を支援するとともに、広域流通による国産粗飼料の利用拡大
に対して支援を行う。

(4) TMRセンター等体質強化事業（拡充）

TMRセンター等について、コンサルタント等を活用した経営診断や技術面
での指導による運営管理方法等の改善計画の作成や既存のTMRのための施設
等の機能向上、機械等のリース導入に要する経費の支援を行う。

(5) 飼料基盤活用強化事業（拡充）

コントラクター等が行う草地への転換、草地更新等に要する経費を支援する
とともに、トウモロコシ等の高エネルギー飼料作物を新たに作付けした場合、
当該拡大面積の作付け等に要する経費の支援を行う。

3 事業実施主体

(1) : (公社) 中央畜産会

(2)、(3)、(5) : (一社) 日本草地畜産種子協会、全国農業協同組合連合会

(4) : (一社) 日本草地畜産種子協会、全国農業協同組合連合会、
ホクレン農業協同組合連合会、全国酪農業協同組合連合会、
全国開拓農業協同組合連合会

4 所要額（補助率） 12,700百万円（定額、1/2以内）
（平成24年度補正予算額 13,100百万円）

5 事業実施期間 平成24～26年度

生乳需要基盤強化対策事業

1 事業の目的

牛乳乳製品の消費が減退している状況を踏まえ、生産者及び乳業者が一体となって行う国産のバター・脱脂粉乳などの牛乳乳製品の需要創出・消費拡大の取組を支援することにより、牛乳乳製品の底堅い需要の確保を図り、生乳生産基盤の維持に資する。

2 事業の内容

(1) 牛乳乳製品需要創出事業

- ① 需要創出に向けた戦略の検討等
- ② 牛乳乳製品の新たな利用の場の普及及び価値向上等の調査研究
- ③ 牛乳乳製品の機能性等の価値向上に関する知識の普及啓発
- ④ 市場動向に関する調査分析
- ⑤ 国産牛乳乳製品の消費拡大・定着化の推進

(2) 乳製品利用促進事業

- ① 乳製品の利用促進に向けた戦略の検討等
- ② 乳製品の利用促進のための試行販売及び販売促進活動

(3) 生乳生産者牛乳乳製品需要拡大事業（新規）

- ① 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための推進会議の開催
- ② 事業の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び指導等の実施
- ③ 牛乳乳製品の高品質化、衛生管理強化等に必要な技術研修等の実施
- ④ 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための広報資材等の作成
- ⑤ 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための広報・宣伝活動等の実施

(4) 生乳生産者需要確保事業（新規）

- ① 牛乳乳製品消費の維持・定着を図るための推進会議の開催
- ② 事業の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び指導等の実施
- ③ 牛乳乳製品消費の維持・定着を図るための広報資材等の作成
- ④ 牛乳乳製品消費の維持・定着を図るための広報・宣伝活動等の実施

3 事業実施主体

- (1) : (一社) Jミルク
- (2)、(3) : (一社) 中央酪農会議
- (4) : (一社) 中央酪農会議、全国酪農業協同組合連合会

4 所要額（補助率） 1, 356百万円（定額、1／2以内、1／3以内）
（平成24年度補正予算額 1, 500百万円）

5 事業実施期間 平成24～26年度

飼料穀物備蓄対策事業

1 事業の目的

不測の事態における海外からの飼料原料の供給途絶や国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の供給ひっ迫に備え、その主原料であるとうもろこし・こうりゃんの備蓄を行うことにより、配合飼料の安定供給を確保する。

2 事業の内容

飼料穀物（とうもろこし・こうりゃん）を備蓄するために追加的に必要となる経費を助成。

3 事業実施主体

（公社）配合飼料供給安定機構

4 所要額（補助率）

4, 845百万円（定額）

（平成24年度補正予算額 7, 153百万円）

5 事業実施期間

平成24～26年度

国産食肉流通合理化緊急資金支援事業

1 事業の目的

飼料穀物価格の高騰により、肉畜の生産コストが上昇しているが、一方で、牛肉を中心に国産食肉の需要は低迷しており、地域に密着した販売網を持つ中小食肉事業者による国産食肉の需要の維持・拡大が急務となっているもののその経営環境は厳しさを増している。

このため、国産食肉の共同仕入等流通コスト低減に取り組む食肉卸売団体の円滑な資金調達のための債務保証体制を整備することにより、国産食肉の需要の維持・拡大を図り、もって配合飼料価格高騰下での畜産農家の経営改善を図る。

2 事業の内容

国産食肉の共同仕入など流通コストの低減等に取り組む食肉卸売事業協同組合等に対する債務保証体制の整備を行う。

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 資金の使途 | 国産食肉の共同仕入れ・配送に必要な経費 |
| (2) 貸付期間 | 平成26年度 |
| (3) 貸付利率 | 融資機関の定める率 |
| (4) 償還期限 | 平成26年度末 |
| (5) 貸付限度額 | 審査委員会が決定する額（概ね4億円／件以内） |
| (6) 債務保証率 | 貸付額の100%以内 |

3 融資機関 商工組合中央金庫、銀行、信用金庫、信用組合等

4 事業実施主体 食肉卸売事業協同組合連合会

5 所要額 1,000百万円
(平成24年度補正予算額 1,000百万円)

6 融資枠 4,000百万円

7 事業実施期間 平成24～26年度

畜産収益力向上緊急支援リース事業（新規）

1 事業の目的

今後、本作化により増産が見込まれる飼料用米等の利用拡大により、水田のフル活用と飼料自給率の向上を図るとともに、生産性の向上等により、配合飼料価格等の変動の影響を受けにくい競争力を有する収益力の高い畜産経営の確立を図ることが課題となっている。

このため意欲ある畜産経営等に対し、初期投資の軽減を図りつつ、円滑に機械等の導入を行えるよう、リース方式による導入を支援することにより、経営力の向上を図り、安全・安心な国産畜産物の安定供給に資する。

2 事業の内容

(1) 畜産経営強化緊急支援事業

畜産経営による飼料用米等の利用拡大による飼料自給率の向上、畜産経営の生産性向上及び生産物への付加価値の向上に資するほか、労働力の低減を図るために必要な機械の導入支援等を行う。

(2) 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業

コントラクター（飼料生産受託組織）等の経営の高度化を図るために必要な機械の導入支援等を行う。

3 事業実施主体

（一社）日本養鶏協会、（一社）全日本畜産振興事業中央会、
（一社）全国鶏卵養鶏団体連合会、全国肉牛事業協同組合、
全国農業協同組合連合会、ホクレン農業協同組合連合会、
全国畜産農業協同組合連合会、全国開拓農業協同組合連合会、
全国酪農業協同組合連合会

4 所要額（補助率） 7,041百万円（定額、1/2以内、1/3以内）

国産畜産加工原料緊急確保事業（新規）

1 事業の目的

輸入粉卵等の利用拡大に対応し、国産鶏卵等を活用した魅力ある商品開発を支援することにより、国産畜産加工原料の利用拡大を図る。

2 事業の内容

（1）国産畜産加工原料緊急確保推進事業

国産鶏卵等を活用した魅力ある商品の開発等を推進するため、ブロック説明会や生産者と加工業者の現地交流会及び（2）の事業の公募選考会等を行う。

（2）国産畜産加工原料緊急確保事業

原料を国産鶏卵等に切り換えて、商品の開発・製造等を行う業者及び国産鶏卵等の新たな需要の創出を図るため、新商品の開発・製造等を行う業者に対して、必要な機械・設備の導入、商品の販路の開拓・拡大等に向けた支援を行う。

3 事業実施主体 （一社）日本養鶏協会

4 所要額（補助率） 500百万円（定額、1／2以内）

《野菜農業振興事業》

【平成 26 年度】

緊急需給調整事業

1. 事業の目的

野菜の中でもキャベツ、たまねぎ等は露地で栽培されていることから天候の影響を受けやすく作柄・価格の変動が大きいこと、また、流通量が多いことから、これらの価格と供給の安定を図ることは、国民消費生活上も極めて重要である。

このため、これらの価格が著しく低落又は高騰した場合における緊急需給調整対策（産地調整、加工用販売及び市場隔離）の実施及び交付金の交付等により、生産者の次期作への生産意欲を維持することを通じて、野菜の生産及び出荷の安定を推進する。

2. 事業の内容

(1) 生産出荷団体緊急需給調整事業

重要野菜及び調整野菜を対象とした価格低落時における出荷の後送り、加工用販売若しくは市場隔離又は価格高騰時における出荷の前倒しを実施した場合、生産者と国の積立金（積立割合 1 : 1）から交付金を交付する。

(2) 緊急需給調整推進費助成事業

登録出荷団体等が緊急需給調整の推進及び確認等を行う場合、補助する。

(3) 緊急需給調整推進事業

登録出荷団体等が消費拡大推進、産地情報調査員の設置等を行う場合、補助する。

3. 事業実施主体 登録出荷団体、民間団体等

4. 所要額（補助率） 886 百万円（定額、1 / 2 以内）

「重要野菜」とは、野菜法に基づく指定野菜のうち①生産量・流通量が多いこと、②露地栽培で天候の影響を受けやすく価格変動が大きいことから重点的に需給・価格の安定を図る必要のある野菜であり、具体的にはキャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ、秋冬はくさいである。これに準ずる野菜として、春だいこん、夏だいこん、にんじん、春はくさい、夏はくさい、レタスを「調整野菜」としている。

【平成 26 年度】

契約野菜収入確保モデル事業

1. 事業の目的

加工・業務用野菜について、実需者等から国産野菜を求める動きが顕在化する中、周年安定供給に向けては、加工・業務用需要に対応した契約取引の推進を図ることが重要である。

このため、以下の3タイプの支援措置をモデル事業として実施する。

2. 事業の概要

(1) 収入補填タイプ

生産者等と実需者等が契約を締結し、契約締結後に天候等のやむを得ない事由で当該契約が変更されたことにより、当初見込んでいた収入が得られなかった場合に、その変更が当該生産者等の経営に及ぼす影響を緩和するために、当該生産者等に交付金を交付する。

(2) 出荷促進タイプ

生産者等が、実需者等と契約を締結後、卸売市場における当該契約に係る野菜と同一の野菜の取引価格が高騰している場合に、当該契約に沿って出荷した数量に応じて当該生産者等に交付金を交付する。

(3) 中間事業者タイプ

中間事業者等が、実需者等と契約を締結後、生産者等から仕入れる予定であった野菜の数量が減少したときに、当該契約と同一の野菜を確保するため、卸売市場等から購入して確保した場合に、その確保に要する費用にあてるための交付金を交付する。

3. 対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう及びレタス（指定野菜 14 品目）

4. 事業実施主体

(1) 収入補填タイプ及び出荷促進タイプ

ア 対象品目を生産する者

イ アの者を直接又は間接の構成員とする農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は事業協同組合若しくは協同組合連合会

ウ その他アの者が構成員となっている団体

(2) 数量確保タイプ

中間事業者（(1)のアからウまでの者から対象品目を買い受けて他の事業者に販売することを業とする者）

5. 所要額（補助率）

459百万円（定額）

【平成 26 年度（平成 25 年度補正を含む）】

加工・業務用野菜生産基盤強化事業

1. 事業の目的

加工・業務用野菜の需要が野菜の需要全体の過半を占め、国産の加工・業務用野菜の安定供給体制の整備が課題となる中、近年、異常気象や連作障害により野菜の作柄が不安定となり、再び加工・業務用野菜の輸入量が増加する状況になっている。

このため、輸入野菜からのシェア奪還に向け、加工・業務用野菜への転換を推進する産地に対し、加工・業務用野菜の安定生産に必要な作柄安定技術の導入を支援し、加工・業務用野菜の生産農家の経営安定と所得確保に資するとともに、消費者に対する野菜の安定的な供給の確保を図る。

2. 事業の内容

(1) 加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業

実需者と契約を結び、加工・業務用野菜の安定供給に必要な土壌・土層改良、被覆資材の使用等の作柄安定技術を導入する産地に、取組面積に応じて3年間面積払により支援する。

① 対象品目

キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう（5品目）

② 助成単価等

7万円／10a（1年目）、5万円／10a（2年目）、3万円／10a（1年目）

(2) 加工・業務用野菜生産基盤強化支援事業

(1)の事業を効率的かつ円滑に実施するため、事業実施主体が取組に要した経費について補助する。

- | | |
|-------------|--|
| 3. 事業実施主体 | 2の(1)：農業生産法人、農協連合会、農協等
2の(2)：野菜価格安定法人 |
| 4. 事業実施期間 | 3年間（2の(2)は、単年度） |
| 5. 所要額（補助率） | 2,000百万円（定額） |